

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス
 伝送方式の種類
 品目 販売品目合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																2147											
石川県																	2873										
福井県																		1535									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						3447					
静岡県																							5593				
愛知県																								9855			
三重県																									3087		
滋賀県																										2010	
京都府																											4040
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2147	2873	1535	0	0	3447	5593	9855	3087	2010	4040	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2021年3月31日現在

事業者名 西日本電信電話株式会社

大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
																					0	
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						2147
																						2873
																						1535
																						0
																						0
																						3447
																						5593
																						9855
																						3087
																						2010
																						4040
12293																						12293
	6413																					6413
		2263																				2263
			2499																			2499
				1343																		1343
					1918																	1918
						3628																3628
							4315															4315
								3071														3071
									1475													1475
										1931												1931
											3179											3179
												1436										1436
													6230									6230
														1220								1220
															2879							2879
																2478						2478
																	2175					2175
																		2075				2075
																			2991			2991
																					1537	1537
12293	6413	2263	2499	1343	1918	3628	4315	3071	1475	1931	3179	1436	6230	1220	2879	2478	2175	2075	2991	1537	101936	

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 3.4kHz

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																1411											
石川県																	1291										
福井県																		930									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						1832					
静岡県																							3178				
愛知県																								6592			
三重県																									2297		
滋賀県																										1287	
京都府																											2536
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1411	1291	930	0	0	1832	3178	6592	2297	1287	2536	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2021年3月31日現在

事業者名 西日本電信電話株式会社

大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
																					0	
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						1411
																						1291
																						930
																						0
																						0
																						1832
																						3178
																						6592
																						2297
																						1287
																						2536
7509																						7509
	3634																					3634
		1456																				1456
			1821																			1821
				842																		842
					1063																	1063
						1998																1998
							2839															2839
								2113														2113
									883													883
										1206												1206
											1907											1907
												883										883
													3584									3584
														710								710
															1926							1926
																2004						2004
																	1347					1347
																		1266				1266
																			2116			2116
																					935	935
7509	3634	1456	1821	842	1063	1998	2839	2113	883	1206	1907	883	3584	710	1926	2004	1347	1266	2116	935	63396	

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 3.4kHz(S)

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																8											
石川県																	14										
福井県																		9									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						15					
静岡県																							33				
愛知県																								67			
三重県																									53		
滋賀県																										9	
京都府																											18
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	14	9	0	0	15	33	67	53	9	18	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2021年3月31日現在

事業者名 西日本電信電話株式会社

大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
																					0	
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						8
																						14
																						9
																						0
																						0
																						15
																						33
																						67
																						53
																						9
																						18
47																						47
	13																					13
		4																				4
			22																			22
				9																		9
					8																	8
						17																17
							24															24
								14														14
									4													4
										1												1
											8											8
												2										2
													46									46
														14								14
															9							9
																4						4
																	22					22
																		6				6
																			23			23
																				23		23
47	13	4	22	9	8	17	24	14	4	1	8	2	46	14	9	4	22	6	23	23	546	

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 音声伝送

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府		
北海道																												
青森県																												
岩手県																												
宮城県																												
秋田県																												
山形県																												
福島県																												
茨城県																												
栃木県																												
群馬県																												
埼玉県																												
千葉県																												
東京都																												
神奈川県																												
新潟県																												
富山県																482												
石川県																	451											
福井県																		398										
山梨県																												
長野県																												
岐阜県																						848						
静岡県																							1228					
愛知県																								2456				
三重県																									496			
滋賀県																										466		
京都府																											1125	
大阪府																												
兵庫県																												
奈良県																												
和歌山県																												
鳥取県																												
島根県																												
岡山県																												
広島県																												
山口県																												
徳島県																												
香川県																												
愛媛県																												
高知県																												
福岡県																												
佐賀県																												
長崎県																												
熊本県																												
大分県																												
宮崎県																												
鹿児島県																												
沖縄県																												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	482	451	398	0	0	848	1228	2456	496	466	1125		

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2021年3月31日現在

事業者名 西日本電信電話株式会社

大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
																					0	
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						0
																						482
																						451
																						398
																						0
																						0
																						848
																						1228
																						2456
																						496
																						466
																						1125
4319																						4319
	2028																					2028
		551																				551
			433																			433
				309																		309
					347																	347
						887																887
							1277															1277
								691														691
									351													351
										464												464
											702											702
												298										298
													2302									2302
														374								374
															813							813
																326						326
																	629					629
																		692				692
																			568			568
																					388	388
4319	2028	551	433	309	347	887	1277	691	351	464	702	298	2302	374	813	326	629	692	568	388	26699	

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 AM伝送

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 FM放送

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス
伝送方式の種類
品目 50bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府		
北海道																												
青森県																												
岩手県																												
宮城県																												
秋田県																												
山形県																												
福島県																												
茨城県																												
栃木県																												
群馬県																												
埼玉県																												
千葉県																												
東京都																												
神奈川県																												
新潟県																												
富山県																246												
石川県																	1117											
福井県																		198										
山梨県																												
長野県																												
岐阜県																						752						
静岡県																							1154					
愛知県																								740				
三重県																								241				
滋賀県																									248			
京都府																										361		
大阪府																												
兵庫県																												
奈良県																												
和歌山県																												
鳥取県																												
島根県																												
岡山県																												
広島県																												
山口県																												
徳島県																												
香川県																												
愛媛県																												
高知県																												
福岡県																												
佐賀県																												
長崎県																												
熊本県																												
大分県																												
宮崎県																												
鹿児島県																												
沖縄県																												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246	1117	198	0	0	752	1154	740	241	248	361		

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 2400bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 4800bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 9600bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

